

# 概要版

## 御船町バイオマス資源利活用事業に関する

### 調査特別委員会最終報告書

#### 1 100条委員会とは？

地方自治法第100条に基づき設置された調査特別委員会を通称100条委員会と言います。また、議会が調査を行うことができる100条調査権では選挙人その他の関係人に対し、出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができ、これらの請求に正当な理由がなく選挙人その他の関係人が応じない場合のために、議会には告発する権限も付与されています。

委員会は、問題となる事項に対し、原因や問題が起こった背景、再発防止などについて調査することを目的としています。

#### 2 なぜ100条委員会を設置したのか？

国の交付金事業である竹バイオマス事業は、御船竹資源開発株式会社（以下、竹資源開発（株）という）が自己資金を集められなかつたことで竹資源開発（株）の申し出により中止となりました。

そこで、議会はなぜそのような事態になったのか、執行部に問題がなかつたのか、約3億円の使い道は何かなどを調査するため事務調査特別委員会を経て、平成22年4月7日の議会において100条委員会設置の議決を行いました。

#### 3 調査内容

調査内容は多岐にわたるため、100条委員会では、

- ①役場（執行部）に関すること（行政班）
- ②竹資源開発（株）に関すること（会社班）
- ③発注された機械等に関すること（機械班）

に分かれて調査を行い、協議については、全委員で行うこととしました。

証言については、証人喚問を5回、参考人招致を1回行いました。また、御船町を含む12の団体及び個人に対し、調査に必要と判断した記録等を請求。文書での回答を求めました。実地調査として、鉄骨・鉄筋や発注された機械の調査を3回実施しています。

##### 証人喚問

6月8日 別役武氏（竹資源開発（株）現社長）

6月29日 田中英雄氏（竹資源開発（株）前社長）

7月13日 野邑奉弘氏（（株）環境資源開発前社長及び、NPO法人環境資源開発研究所代表）

9月21日 山本孝二氏(御船町長)、仁田脇幸藏氏((株)環境資源開発社長)  
参考人招致

6月21日 野口総務課長(前企画財政課長)、竹下企画財政課長

※証人喚問は公開、職員の参考人招致については非公開で行いました。

実地調査(委員派遣)

8月 3日 嘉島町(発注された工場用鉄骨、鉄筋)

9月 2~3日 大阪府、岐阜県(発注された機械)

9月 6~7日 秋田県(発注された機械)

## 4 調査結果及び見解

100条委員会は4月から10月にかけて27回開催し、証言や提出された資料等の調査を行い、次のことが判明しました。

### ①事業が中止となった原因

竹資源開発(株)が自己資金を集めることができなかった。

交付金を受けるためには、交付を受ける金額の1/2以上の自己資金の確保が条件になります。

そこで、竹資源開発(株)は政府系の金融公庫に融資を依頼しましたが融資を受けられず、その後市中銀行からも融資を断られました。

その後、竹資源開発(株)は他の融資元を探すに当たり、出資団体の1つである環境資源開発(株)代表取締役仁田脇幸藏氏を窓口に自己資金の確保に努め、また仁田脇幸藏氏も御船町に対し確約書を2回提出していますが、自己資金を確保することができませんでした。

なお、100条委員会設置後、証人として出頭した時も仁田脇幸藏氏は補助金を返還する旨、100条委員会の証人喚問の時に証言しましたが返還されていません。

### ②融資が断られた理由

融資が断られた最大の要因は、竹資源開発(株)にあったと言えます。

政府系金融公庫が融資を断った理由として、生産・販売面での確実性について不安な要素があり、返済の確実性に懸念があったとありました。

また、当初の段階では6,600万円だった資本金が竹資源開発(株)設立時には3,310万円でした。

事業の計画性だけでなく、資金面の問題、また住民監査報告にも会社としての体をなしていないとありました。

このことからも、竹資源開発(株)に問題があると言えるのではないでしょうか。

なお、現在の竹資源開発(株)の資本金はさらに減資され、610万円になっています。

### ③問題が起った背景

山本町政のマニフェスト 1 つにバイオマстаун構想が掲げられています。そのなかで、別役氏と出会い事業を展開していきます。

議会としては、山間地域の活性化や企業誘致における雇用の確保などがありこの事業に対し賛成の立場でした。しかし、自己資金の確保ができなかつたため事業は中止となり、100 条委員会において調査を進めていくうちにさまざまな問題が明るみになっていきます。

山本町長は議会や全員協議会において、今後も事業を推進していくことに強い意欲をもって取り組むことを答弁し、強固な姿勢は今なお崩していません。

次に町は竹資源開発（株）に対し、2 回補助金を交付しています。

1 回目は平成 21 年 2 月 10 日（2 億円）、2 回目は平成 21 年 5 月 29 日（9,279 万 3,000 円）です。

1 回目の交付については、竹資源開発（株）の事業開始へ向けた取り組みにおける概算払いとして交付されています。つまり、事業が稼動する準備段階での工場建設や機械類の発注などを行っていることに対してのものであり、支出は必然であると考えることができます。しかし、当初 6,600 万円の予定だった資本金が半分しか集まつていないこともあり自己資金の調達を確認して支出すべきだったとも思われます。

2 回目の交付については、竹資源開発（株）の出来形検査報告書及び御船町から九州農政局長あてに提出した実績報告書により交付されています。

出来形検査報告書では、竹資源開発（株）が発注した製品等のその当時の出来形が、実績報告書ではその出来形及び収支や経費などの事業計画の概要が添付されており、事業の進捗状況をうかがうことが出来ます。

一見、問題がなさそうに見えますが、報告書が提出されたときにはすでに政府系金融公庫や市中銀行から融資を断られていたこと、2 度にわたり仁田脇幸藏氏から資金調達に関する確約書が町長あて提出されていたにも関わらず、その約束が果たされず融資の実行がなかつたこと、また 2 回目の交付時には、竹資源開発（株）は自己資金を調達できていませんでした。

執行部の説明では、「竹資源開発（株）から自己資金の確保について説明を受け、それを信じ交付した」とのことでしたが、融資を断られただけでなく、確約書のとおり融資が実施されなかつたことなどを考えた場合、厳正な審査を行い、交付するべきではなかつたのではないかと判断しました。

背景として、町は事業を推進したいあまり、適正な判断ができなかつたと思われます。

## 5 町への要請事項

竹資源開発（株）は町から交付された 2 億 9,279 万 3,000 円を返還しなければなりませんが、いまだ返還されていません。

100 条委員会としては、竹資源開発(株)に返還命令を出し、命令に従わない場合は法的手続きをとるよう議会に対し報告を行いました。

それに伴い議会は、すみやかに法的手続きをを行い債権の回収に全力を尽くすよう 10 月 29 日に町長へ要望書を提出しました。

議会として、100 条委員会から提出された最終報告書や要望書について、町がどのような対応をするか監視する必要があります。

## 6 今後の体制づくり

今回、議会としてチェック機能が果たせなかつた要因のひとつに予算議決後の支出について、議会がチェックするルールがなかつたことが上げられます。

今後について、多額の支出を要するときは、本会議や全員協議会において執行部に報告を義務付けるなど新たなルール作りが必要であると判断しました。

また、新規事業については検討委員会のメンバーに議員を入れるようにするなど、積極的に各常任委員会の活用も検討してもらいたいと考えています。

## 7 繼続事項

議会では、竹資源開発（株）代表取締役別役武氏を記録の不提出を理由に、また環境資源開発（株）代表取締役仁田脇幸藏氏を虚偽の陳述により告発いたしました。

なお、100 条委員会としての調査は終了しましたが、告発に伴い委員会の解散はしておりません。

### 告発書提出（検察庁）

10 月 25 日 別役武氏（竹資源開発（株）現社長）（記録の不提出）

11 月 4 日 仁田脇幸藏氏（（株）環境資源開発社長）（虚偽の陳述）

（参考）地方自治法第 100 条第 9 項

## 8 今後について

事業が中止になったことに伴い、町は国に交付金 2 億 9,279 万 3,000 円を返還しなければなりません。

もし、返還をしない場合は、国は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき返還命令を出すことになるでしょう。その場合、加算金・延滞金が発生し国に返還すべき金額が増額されます。

今後、議会は町と協議を行い、返還問題や新たなルール作りに取り組む必要があります。